

※医療保険部会でも議論

出産育児一時金制度の見直しについて(支給額等)

1. 支給額について

- 出産育児一時金の支給額は、42万円※とする。

※ 在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は、39万円

2. 保険者への支援について

- 平成23年度については、保険者の負担へ配慮し、経過的に、平成22年度の1／2程度の公的支援を行うこととしている。

3. 今後の支給額の在り方について

- 出産育児一時金による出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るには、出産に要する費用のうち、どの範囲まで手当すべきか等について、今後も、必要に応じて議論していく。